

Ⅱ 事業者における開設準備

1 事業計画の決定など

(1) 実施類型及び規模等の検討

病児対応型及び病後児対応型は、原則として、その施設を利用していない児童も含めて利用対象とする必要があります。したがって、利用対象者が不特定多数の広い範囲に及ぶことを念頭におき、適切な準備期間と場所を確保しながら、定員規模についても市町村と協議の上、決定しなければなりません。

(2) 収支予測

安定的かつ継続的に事業を実施していくために、あらかじめ運営に係る収支予測を行い、病児保育事業の経営に支障のないことを確認しておかなければなりません。収支予測で事業運営が可能と判断しても、市町村からの委託料の支払方法や時期によっては、資金繰上げの問題も生じるため、市町村に契約の内容や条件等を確認しておく必要があります。

(3) リスク管理体制の検討

安定的かつ継続的に事業を実施していくために、賠償責任保険への加入、施設内での感染症のまん延防止対策、心肺蘇生訓練、非常災害時に備えた避難訓練など、運営上のリスクを低減する対策が必要です。

(4) 職員の配置条件と勤務体制

病児保育事業の実施に当たって、求められる職員の配置条件は、以下のとおりです。

【職員配置の基準（職員1人が対応可能な児童）】

事業類型	看護師等※	保育士
病児対応型	おおむね 10 : 1	おおむね 3 : 1
病後児対応型	おおむね 10 : 1	おおむね 3 : 1
体調不良児対応型	2 : 1	—

※看護師等 看護師、准看護師、保健師又は助産師

職員の配置については、病児対応型及び病後児対応型事業の実施に当たって、事故防止及び衛生面に十分配慮したうえで、以下のような取扱いが認められています。

【利用する児童がいる場合】

看護師等の常駐が要件となります。ただし、次の①から④までに掲げる要件を満たし、利用する児童にとって安心かつ安全な体制が確保されている場合には、看護師等の常駐を要件としないことができます。

- ① 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、利用する児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。
- ② 実施施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病児保育事業実施施設と看護師等が病児保育事業以外の業務に従事している場所が近接していること。
- ③ 看護師等が病児保育事業以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合は病児保育事業実施施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。
- ④ 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置するこ

とにより、常に複数人による保育体制を確保していること。

【利用する児童がいない場合】

利用する児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、利用する児童がいない場合は保育士及び看護師等の常駐を要件としないことができます。

また、病児保育事業の利用は、季節による繁忙差が大きいため、職員を複数登録しておき、利用児童数に応じて、必要となる数の職員が勤務することができるような工夫も必要です。ただし、この場合であっても、登録職員には定期的な研修を実施し、職員の病児保育の知識の習得と処遇技術を研さんすることが大切です。

(5) 他職員の協力依頼

病児保育事業の実施に当たり、専任職員を配置する必要がありますが、病児保育事業が独立した事業であるとしても、実施施設等における事業従事者以外の職員との意思疎通及び協調体制が確保されなければ、事業を安全に実施することはできません。

事業主体の責任者は、病児保育事業を開始することについて、職員に十分な説明を行い、理解の促進に努めるとともに、新たに加わる病児保育事業の専任職員とのコミュニケーションの円滑化に配慮すべきです。

2 施設又は設備の整備

(1) 児童の過ごし方に配慮した設備の設置

病児保育事業の設備基準は、以下のとおりです。

【施設設備の要件】

事業類型	施設設備の要件
病児対応型及び病後児対応型	病院・診療所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次の①から③までに掲げる基準を満たし、市町村が適当と認めたもの ① 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。 ② 調理室を有すること。なお、病児保育室専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。 ③ 防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。
体調不良児対応型	保育所又は医務室が設けられている認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とすること。

病児対応型又は病後児対応型事業の実施場所を決定する際には、周辺環境に問題はないか、換気や採光のための開口部を確保できるか、非常災害時に児童の避難に適した避難経路を確保できるか等、児童の保育と看護を行う上で支障のないことを確認する必要があります。

また、改修によってトイレ、調理室や調乳室等を新たに設置しようとする場合は、給排水やガスの配管工事が可能であることについて、あらかじめ確認する必要があります。

(2) 市町村への確認

事業実施施設の適否についての最終的な判断は、事業の実施主体であ

る市町村の考え方によって異なるので、市町村への確認が必要です。設備の整備や改修等に当たっては、補助金等を活用できる場合があるため、必要に応じて市町村に確認します。

3 職員研修

(1) 開設前の職員研修（OFF-JT研修）

事業開始前に、職員に対する研修が必要になります。研修は、原則として、国要綱に定める内容のものを県が実施しています。

【県が実施する研修の内容】

科目名	内容
1 病児・病後児保育の概要	① 地域子ども・子育て支援事業としての病児保育事業 ② 地域連携による子育て支援の必要性
2 病児・病後児保育の発達・心理を理解したうえでの遊び	① 児童の発達と発達段階を踏まえた接し方 ② 病気の児童の理解 ③ 病気の児童へ安心感を与える保育・看護 ④ 病気の児童の安静を保ちながらできる遊び
3 病児・病後児保育を利用する児童の主な症状と対応	① 主な症状とケア（発熱、咳、下痢、嘔吐）
4 薬に関する知識	① 乳幼児の薬 ② 薬の与え方
5 リスクマネジメント	① アレルギー ② アナフィラキシー ③ 熱性けいれん

	④ 乳幼児突然死症候群（SIDS） ⑤ 環境整備と緊急事態 ⑥ 児童の一次救命措置法
6 病児・病後児保育 における感染症対 策	① 感染経路を理解したうえでの対策 ② 病児・病後児保育における感染対策の実 践ポイント ③ 注意が必要な主な感染症と対策 ④ 予防接種
7 児童が病気のと きの保護者支援	① 児童が病気の時の保護者支援

また、この研修以外にも、既に病児保育事業を実施している医療機関等の協力により、事業者が自主的に研修を実施することや、保育関係団体や全国病児保育協議会などが主催する研修を積極的に利用することも検討します。

(2) OJT研修

事業開始前の施設での研修は、実際の児童の預かりのない中での実施になるので、職員間のコミュニケーションを図る上では効果的ですが、児童の処遇の実感を伴いません。このため、既に病児保育事業を実施している事業者の協力を得て、職員の派遣研修を実施する方法も検討します。

4 医療機関との連携等

(1) 日常の指導助言を依頼する医師との連携

医療機関でない施設が病児対応型事業を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での

指導、助言を行う指導医をあらかじめ選定しておく必要があります。市町村において、地区医師会との調整後、指導医と文書により取決めを結ぶことになるので、その後を取決め内容の確認や具体的な指導方法等の事前打合わせを行います。

保育所等の施設では、施設の嘱託医が指導医となることも考えられることから、必要に応じて市町村と協議します。

(2) 児童の症状が急変したときの初動対応方法の確認

児童の症状（様子）が大きく変化し、施設での保育・看護の実施が困難となった場合の初動対応は、事業運営上の重要なポイントになるので、次の①及び②に掲げる事項を確実にを行います。

① かかりつけ医との事前打合わせ

個々の児童の既往歴、予防接種の状況や利用当日までの症状については、かかりつけ医が把握していることが一般的であり、児童の症状の急変時の初動対応は、それぞれの児童のかかりつけ医への連絡・相談が基本です。

具体的な対応方法としては、かかりつけ医の指示を受け、児童をかかりつけ医に連れて行くとともに保護者に連絡することなどについて、あらかじめ保護者との間で取り決めておき、市町村と地区医師会との調整後に、かかりつけ医とは事前に打合わせを行います。

② 応急時対応を依頼する医療機関との事前打ち合わせ

かかりつけ医のほか、特に緊急を要する場合の応急的な対応を行うための協力医をあらかじめ選定しておく必要があります。市町村において、地区医師会との調整後、施設の嘱託医となっている医療機関や近くにある診療所などに協力を依頼して、文書により取決めを結び、その後を取決め内容を確認するなどの事前打ち合わせを行います。

5 事業の法的位置付けや届出等

(1) 社会福祉法上の位置付け

病児保育事業は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）上の第二種社会福祉事業として位置付けられています。このため、社会福祉法人が事業を実施する場合には、定款のなかで「病児保育事業の経営」を規定しておかなければなりません。

また、社会福祉事業を営む者としての義務について、サービス利用者に対する情報提供努力義務、利用契約の申込み時の説明の努力義務、利用契約成立時の書面の交付義務、質の向上のための自己評価等の努力義務及び誇大報告の禁止が定められているため、留意しておく必要があります。

(2) 病児保育事業の届出

病児保育事業の実施に当たっては、児童福祉法の規定に基づき、下記の区分に掲げる事項について、都道府県知事（中核市に所在する事業者にあつては、当該中核市の長）に届け出なければならないこととされています。

県知事への届出は、当該事業所が所在する市町村を經由する方法により、届出書を提出します。（第 1 号様式・第 2 号様式・第 3 号様式）

【病児保育事業に係る届出事項】

区分	届出の事項
開始	ア 事業の種類及び内容 イ 経営者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地） ウ 条例、定款その他の基本約款 エ 職員の定数及び職務の内容

	オ 主な職員の氏名及び経歴 カ 事業を行おうとする区域 キ 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員 ク 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 ケ 事業開始の年月日
変更	ア 変更を生じた事項
廃止 (休止)	ア 廃止又は休止しようとする年月日 イ 廃止又は休止の理由 ウ 現に便宜を受けている児童に対する措置 エ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

県は、届出を行った事業者に対し、児童の福祉のために必要であると認めるときは、必要と認める事項の報告を求めたり、立ち入り調査を行ったりするなど、設備、帳簿書類その他の物件について検査をすることがあります。事業者は、事業の実施に係る帳簿等について、適切に保存しておく必要があります。

(3) 病児保育事業における事故の報告

事業者は、保育中に事故が生じた場合は、市町村、県を通じて国へ事故報告することとされています。事業者においては、事故が発生した場合は、直ちに市町村へ報告するとともに、必要な指示を仰ぎます。国への第1報の報告は、原則として、事故発生当日（遅くとも事故発生日翌日）に行います。

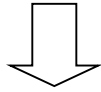
また、事故が発生した際の報告等について、あらかじめ市町村との間で確認しておく必要があります。（第4号様式）

【報告の対象となる事故の範囲】

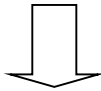
- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、I C Uに入る等）の事故を含む。）

【報告のルート】

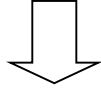
○ 病児保育事業者



○ 市町村担当課



○ 県（こどもみらい課）

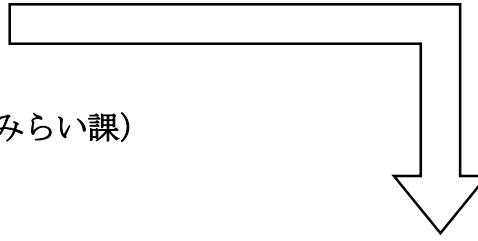


○ 国

- ・ 幼保連携型認定こども園：内閣府
- ・ 保育所：厚生労働省

○ 国

消費者庁



6 その他

モデル事業では、保育所等の一時預かりコーナーにライブカメラを設置しました。

ライブカメラの設置により、保育中の児童の様子を配信することを通じて、保護者の安心感を得るとともに、保育の「見える化」を推進することで病児保育事業実施施設における事故の防止や、職員間の情報共有による病児保育事業の質の向上を期待できます。

このように病児保育事業の実施に当たっては、児童やその保護者にとって満足度の高い保育を提供することができるような取組みが重要です。事

業の実施主体である市町村とも相談のうえ、保護者が利用しやすい事業内容を検討します。